年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年4月から 57 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで

② 昭和48年7月から49年3月まで

③ 昭和52年4月から53年3月まで

④ 昭和56年4月から57年3月まで

各申立期間の国民年金保険料については、納税組合の班長を通じて納めてきた。その際、妻と二人分の保険料を一緒に、私が納めたり妻が納めたりしていたことを憶えている。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者 台帳(特殊台帳)によると、申立期間④の直後の昭和57年度の記録が申請 免除から現年度納付に変更されていることから、その時点で未納であった 申立期間④の保険料を納付しなかったとは考え難く、この時点では、申立 期間④に係る保険料は納付済みであったものと推認できる。
- 2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人と一緒に保険料を納めた とする妻の納付記録も未納となっている。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料について、納付書により、定期的に納税班長に納付していたと主張しているが、申立期間は長期間(30月)であり、行政機関において繰り返し納付記録が欠落する瑕疵があったとは考え難い。

さらに、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情が見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年4月から 57 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで

② 昭和48年7月から49年3月まで

③ 昭和52年4月から53年3月まで

④ 昭和56年4月から57年3月まで

各申立期間の国民年金保険料については、納税組合の班長を通じて納めてきた。その際、夫と二人分の保険料を一緒に、私が納めたり夫が納めたりしていたことを憶えている。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者 台帳(特殊台帳)によると、申立期間④の直後の昭和57年度の記録が申請 免除から現年度納付に変更されていることから、その時点で未納であった 申立期間④の保険料を納付しなかったとは考え難く、この時点では、申立 期間④に係る保険料は納付済みであったものと推認できる。
- 2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人と一緒に保険料を納めた とする夫の納付記録も未納となっている。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料について、納付書により、定期的に納税班長に納付していたと主張しているが、申立期間は長期間(30月)であり、行政機関において繰り返し納付記録が欠落する瑕疵があったとは考え難い。

さらに、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情が見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年12月まで

社会保険事務所で夫婦の納付記録を確認したところ、昭和61年7月から同年12月までの国民年金保険料について、私の保険料のみが未納とされていた。

昭和62年10月27日付けの妻の保険料領収書を所有しているほか、私の保険料について、63年1月12日に納付したことが家計簿に書かれている。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加 入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については妻が納付したと主張しており、その妻の申立期間に係る保険料については納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料について、その妻が、最初に妻の分を納め、その後に申立人の分を納付したと主張しており、事実、妻の保険料領収日より後の日付で、申立期間の保険料を示すメモ書きが残されていることから、家計簿に記載されている昭和 63 年 1 月 12 日に納付したことを示す記載内容については、信 憑 性が認められる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間前後の申立人の 妻の国民年金被保険者資格については、昭和 62 年 10 月 28 日に、61 年 7 月 1 日付けによる第 3 号被保険者資格の喪失及び第 1 号被保険者資格取得の処 理が行われていることが確認でき、この時点において申立人の国民年金の被 保険者資格が存在していたと推認できることから、申立期間の保険料を納付 しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、納税組合を通じて保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立人が国民年金に加入した昭和 36 年4月から申立期間直前までの保険料の納付記録が記載されておらず、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったと考えられる。

さらに、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間直後の保険料を現年度納付していることが確認でき、仮に、申立期間に係る保険料が未納である場合、過年度納付書が発行されるべきであることから、申立人が、申立期間の保険料を納付することは可能であったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年10月までの期間及び43年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年10月まで

② 昭和43年9月

ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、 未納となっている期間が存在したが、申立期間①の保険料については領収 書を保管しており、申立期間②の保険料については夫と一緒に納付した。 このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかな い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する、申立期間①の保険料を納付した際の領収書の日付は昭和 44 年4月4日であり、時効完了後の納付となっているが、申立人の居住地(当時)を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が存在しないことから、当該保険料が還付されていないことが推認できる。

また、申立期間②について、当該期間の保険料を一緒に納めたとするその 夫の保険料は納付済みとなっており、申立期間②直後の昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料の納付記録は、平成 21 年 3 月 10 日に追加になってい ることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事 実が認められる。

さらに、両申立期間はそれぞれ7か月、1か月と短期間である上、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年7月から同年9月までに係る標準報酬月額を47万円に、同年10月から10年11月までに係る標準報酬月額を44万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年12月11日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成9年7月1日から10年12月11日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成10年5月までは月額47万円程度、同年6月以降は月額57万円程度の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年7月から同年9月までは47万円、同年10月から10年11月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年12月11日より後の11年2月5日付けで、9年7月1日に遡及して訂正され、それぞれ9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間 当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、遡及訂正処理が行われた平成11年2月5日は、A社が破産宣告を受けた同年1月14日よりも後の日付である上、申立期間当時の同社の事業主から、申立人は、申立期間当時、社会保険関係事務には関与していない旨の証言が得られた。

また、A社において、申立人同様、申立期間当時の標準報酬月額が引き下げ 訂正されている同僚から、申立人は、肩書きは経理部長でありながら、実質的 権限は無く、実際には営業担当者として勤務しており、標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していなかったと思う旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年7月から同年9月までに係る標準報酬月額を44万円、同年10月から10年11月までに係る標準報酬月額を44万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から5年1月11日まで 社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成2年12月 1日の資格取得時から5年1月11日に資格喪失するまでの標準報酬月額が 大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月93万円程度の給 与を受けていて、変化はなかったはずであり、この処理には納得できないの

で、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年12月から4年12月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である6年4月1日より後の同年4月6日付けで、平成2年12月1日に遡及して訂正され、20万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間 当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の従業員から、申立人は、B店に常駐し、本社に出入りすることは少なく、社会保険関連事務については知らなかったと思う旨の証言が得られた。

また、A社において、申立人同様、申立期間当時の標準報酬月額が引き下げ 訂正されている監査役から、申立人はC地区の店舗運営責任者であった旨及び 申立人と同様の職務を担当していた自身の標準報酬月額引き下げ処理につい て、全く聞かされていなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人 が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又 は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録 訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有 効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要で あると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成5年7月1日から6年7月1日までの期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成6年7月1日付けで同一系列会社のB社(現在は、C社)D営業所へ 異動したが、同一系列会社における異動であり、継続して勤務していたので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「辞令書」及びC社の回答内容により、申立人は、平成6年6月30日までA社に勤務し、同年7月1日付けでB社D営業所に異動したことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社の平成6年7月度の給与支給明細書及びC 社の回答内容により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料について、給 与から適正な額が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控

除額及び平成6年5月の社会保険庁のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は、当時の担当者が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成6年7月1日とすべきところを同年6月30日と誤って処理したことを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店における資格喪失日が平成8年8月31日である旨の回答を受けた。

企業年金連合会から受けた厚生年金基金に係る通知を見ると、A社C支店における資格喪失日が平成8年9月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録により、申立人は、A社C支店に平成8年8月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金基金の資格喪失日が平成8年9月1日になっていることについて、B社に照会したところ、当初、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方に、資格喪失日を平成8年8月31日とする届出を行ったが、その後、厚生年金基金に対してのみ資格喪失日を同年9月1日に訂正する届出を行った旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された賃金台帳の保険料控除額及び申立人に係るA社C支店における平成8年7月の社会保

険庁のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の担当者が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成8年9月1日とするべきところを同年8月31日と誤って処理したことを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社に勤務していた昭和62年2月1日から同年10月1日までの期間のうち、同年2月1日から同年3月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

C社に勤務した後、昭和 62 年 2 月 1 日付けで B 社に D として採用されたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録(写)及び回答内容により、申立人は、昭和62年2月1日付けで臨時雇用のDとして採用され、申立期間当時、B社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について、A社に照会したところ、通常、臨時雇用であってもDは厚生年金保険に加入させており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の欠落については、当時の社会保険事務担当者の事務処理の誤りであった旨の回答が得られた。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、B社に勤務する前に、C社に勤務していたことが確認できることから、申立人と同様の勤務履歴があり、かつ、申立期間前後に同院における被保険者資格を有する者5人の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、そのうち4人の加入記録については、C社からB社に異動した際に被保険者資格の欠落期間は存在しな

かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険庁のオンライン記録における申立人の昭和 62 年3月の被保険者資格取得時の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の社会保険事務担当者が厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日の記載を誤った旨を認めていることから、事業主は昭和62年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私の長男(申立人)が学生だった当時、A町役場(当時)から国民年金の納付書が届いた。経済的にも大変だったので1年ぐらいそのままにしていたところ、次男にも通知が届いた。私は、息子たちの将来のことを考えて、工面しながら二人分の国民年金保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、国 民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。 また、申立人の母は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことは ないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうか がわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母は、申立人を含め兄弟2人分の保険料を納付していたと主張しているが、次男が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成4年5月以降と考えられ、この時点では、申立人は同年4月に厚生年金保険に加入していることから、申立人の母の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年4月から 55 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和53年4月ごろに、私の父が、A町役場(当時)で国民年金の加入手続を行い、保険料についても納税組合を通じて納付してくれていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の加入年月日及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から、昭和55年8月31日以降と考えられ、この時点では、申立期間については申立人が学生であったことによる合算対象期間であり、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、さかのぼって保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年4月から 52 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 50 年4月から 52 年 3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和52年春ごろ、A市役所から葉書により国民年金の任意加入の案内があり、加入手続直後に、申立期間の保険料2年分をさかのぼって納付した。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、昭和52年4月ないし同年5月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、54年6月13日から同年同月26日までの間と考えられ、事実、52年4月から54年3月までの保険料を同年6月ころに過年度納付しているものの、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点がある。

また、申立人は、申立期間の保険料を特例納付により一括納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から13年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成 11 年 7 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、平成17年4月にA銀行B支店で自分名義の普通預金から31万円を引き出し、父に渡し、保険料の納付を頼んだ記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、申立期間の保険料について、平成17年4月にA銀行B支店で自分名義の普通預金から31万円を引き出して納付したと主張しているが、同年同月時点では申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成17年4月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から43年5月31日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤 務していた昭和41年4月1日から43年5月31日までの期間について、 脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

私は、昭和 43 年 5 月に結婚のためA社を退職し、同年 6 月に国民年金に加入して保険料を納付しており、脱退手当金の請求手続はしておらず、脱退手当金を受給した記憶も無い。

このため、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに 納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年10月8日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名変更記録が無いことから、旧姓で脱退手当金を請求したものと推測されるが、申立人の婚姻時期は、脱退手当金支給後の昭和43年12月28日であることから、旧姓による請求に不自然さはみられない。

さらに、A社(平成8年1月1日に全喪)の事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答が得られた。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給

していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から44年3月30日まで

② 昭和44年4月1日から46年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市に所在したB社に勤務していた昭和43年6月から44年3月30日までの期間及びC市に所在したD社に勤務していた44年4月1日から46年2月28日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

B社では正社員として商品の販売員、また、D社ではアルバイト・パートとして売場の店員だったので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D自治体に所在するB社本社に照会したところ、 申立期間①当時、同社E営業所は存在したものの、同営業所における当時 の関係資料は残存せず、同営業所が厚生年金保険の適用事業所であったか についても不明である旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①当時、F自治体内の厚生年金保険の適用事業所としてB社G支社及び同社H支社は確認できるものの、同社E営業所を確認することができないため、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したとする適用事業所を特定することができない上、申立人は同僚の名前を覚えておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

さらに、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するF自治体内に適用事業所として存在したB社G支社及び同社H支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びD自治体に所在する同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も

見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、D自治体に所在するB社本社に照会したところ、申立人と同じ名前と生年月日の者が昭和 47 年 2 月 23 日から同年 5 月 22 日までの期間(以下「登録期間」という。)について、B社に在籍していたことが確認できる登録カードが残存しているが、登録期間当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない旨の回答が得られたことから、登録期間に係る社会保険事務所が管理する、B社G支社及び同社H支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びD自治体に所在するB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

2 申立期間②について、申立期間②に係る社会保険事務所が管理する I 社 及び同社と同じ住所地に所在した J 社 K 支店の健康保険厚生年金保険被保 険者原票綴には、申立人の原票は見当たらず、一方、健康保険被保険者整 理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考 え難い。

また、申立期間②当時にI社に勤務した同僚のうち、存命中で連絡先が 判明した12人に照会したところ、5人から回答が得られたが、申立期間② 当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険加入に関する具体的な証言 は得られなかった。

さらに、申立期間②当時にJ社K支店に勤務した同僚のうち、存命中で連絡先が判明した 10 人に照会したところ、4人から回答が得られたが、申立期間②当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和 45 年 4 月 から 46 年 3 月までの期間について、国民年金の申請免除の適用を受けていたことが確認できることから、このことについて申立人に照会したところ、申請免除の手続を行った記憶は無い旨の回答が得られた。

また、I社及びJ社K支店の後身であるL社に照会したところ、I社及びJ社K支店における申立期間②当時の関係資料は残存しないとの回答を受けており、申立期間②当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

3 申立人は、A市に所在したB社及びC市に所在したD社に勤務していた 両申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両 申立期間に厚生年金保険料を両事業主により給与から控除された事実を確 認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、昭和42年6月1日から平成

7年2月1日までの期間について、申立人が配偶者の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年4月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和47年4月から52年4月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、昭和 44 年 3 月ごろに入社し、入社後 3 年間は日払いであったため、厚生年金保険には加入していなかったが、47 年 4 月ころに同社から厚生年金保険への加入を勧められ、加入したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存してないとの回答を受けており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間中に、A社に厚生年金保険被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち1人からは、厚生年金保険被保険者資格を取得する以前の6年間は日雇いとして勤務し、その後正社員になったとの証言が得られた。また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先が特定できた同僚3人に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人はA社において、昭和52年4月21日に被保険者資格を取得し、56年2月20日に離職したことが確認でき、同記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事 実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年2月28日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成8年2月1日から10年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。平成9年分及び10年分の確定申告書から、その当時の毎月の給与額は50万円であることが確認でき、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年2月1日から10年2月28日までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である10年2月28日より後の同年3月3日付けで、8年2月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社では厚生年金保険料を滞納しており、 その滞納保険料の返済等について社会保険事務所を訪れて相談したところ、 同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなること及び滞納保険料の分割納 付を勧められ、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所で無くなる手 続を行った上で、従業員に対し厚生年金保険からの脱退について説明したと 主張していることから、申立人自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されるこ とについても同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として 自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、こ の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立 人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年12月25日まで 社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成8年1月 1日から9年12月25日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き 下げられていることが判明した。平成9年12月ころ、社会保険事務所の 職員の指導で社会保険をやめたが、標準報酬月額を引き下げる届出をした 覚えは無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から9年11月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年12月25日付けで、8年1月1日に遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人が提出した領収書により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、平成7年9月分から9年3月分までの延滞金を支払っていることが確認できるが、同年4月以降の延滞金の支払いは確認できないことから、同年4月以降の保険料は、遅れることなく納付されたか、全く納付されていないと考えられる。この点について、申立人が提出した金銭出納簿の記載によると、平成9年11月及び同年12月には社会保険料の支払いが計上されていないことから、滞納無く支払ったとは考え難いところ、標準報酬月額の引き下げ訂正処理により、A社が支払いを免れた社会保険料額と、同年4月以降に支払うべき社会保険料の合計額はおおむね一致する。

さらに、申立人は、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所からの指導により、A社を社会保険から脱退させたが、手続自体は妻が行ったため、詳細については分からないと主張している。

この点について、申立人を含めたA社が社会保険の適用事業所に該当しなくなる直前まで被保険者資格を有していた者全員の被保険者資格喪失処理日と、申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理日が同一日(平成9年12月25日)であることから、A社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の提出と同時に、標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出が行われたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月22日から59年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和58年8月22日から59年9月30日までの標準報酬月額が、実際の給与支給額から控除された保険料と大きく相違している記録となっている旨の回答を受けた。

申立期間の標準報酬月額の記録は、実際に給与支給額から控除された保険料に見合った額になっていないので、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立期間のうち、昭和 58 年9月分及び同年 11 月分から 59 年 3 月分までの期間の計 6 か月分の給与については、標準報酬月額 15 万円を超える金額が支払われていることが確認できるものの、申立期間に事業主から控除された厚生年金保険料を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原 票により、申立人は標準報酬月額15万円で資格取得していることが確認でき るとともに、申立人が提出した厚生年金基金連合会通算年金裁定通知書の申 立期間に係る標準報酬月額も15万円となっている。

さらに、当該原票により、申立期間当時、申立人に対し標準報酬月額 15 万円を計算基礎とした健康保険の傷病手当金が支給されていることが確認できることから、このことについて申立人に照会したところ、支給額に疑問は無かった旨の回答が得られた。

加えて、A社の申立期間当時の事業主に照会したところ、申立人に関する 記憶は無く、申立期間当時の資料も残存しておらず確認できないが、当時は 会社の経営状況も良好であり、適切な事務処理を行っていたはずであるとする旨の証言が得られた。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人の標準報酬月額について、厚生年金基金の記録と同じであれば事務手続に誤りはなく、当時、申立人と類似した業務を担当していた自身の標準報酬月額と比較しても妥当な額であると思われる旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年4月29日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところA社に勤務していた平成7年10月1日から9年4月29日までの標準報酬月額が、同社の全喪後に遡及して10万4,000円に引き下げられている旨の回答を受けた。

私が実際にもらっていた給与は、105万6,400円であったので、申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年10月1日から9年4月29日までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年4月29日より後の同年5月1日付けで、7年10月1日に遡及して訂正され、10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の 代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時A社が社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から督促がきていたと主張しているほか、同社と顧問契約をしていた社会保険労務士は、社会保険料の滞納について、破産する前から、社会保険事務所から督促がきていたことを申立人は認識していたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時、会社の印鑑等は自分が保管していたと 主張し、標準報酬月額の遡及訂正処理日である平成9年5月1日より後であ る連休明けに、当該印鑑等を管財人に預けたと主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がA社の代表取締役として自

らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この 減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人 の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認め ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月3日から25年6月29日まで

② 昭和26年10月19日から31年10月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和23年7月3日から25年6月29日までの期間、B社(昭和26年6月にA社から名称変更。)に勤務していた26年10月19日から29年12月1日までの期間及びC社(昭和29年12月にB社から分社化。)に勤務していた29年12月1日から31年10月26日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、退職金を受けた記憶はあるが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和30年から33年までに同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を得ている女性38人の脱退手当金支給記録を調査したところ、37人に支給記録があることが確認できることから、当時のC社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと推認できる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」 (昭和 36 年法律第 181 号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、C社における厚生年金保険被保険者期間が 83 か月であった申立人

が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

加えて、脱退手当金に係る代理請求や脱退手当金の取扱いについて、C社は、当時の脱退手当金についての資料は残存しておらず、不明であるとしているとともに、脱退手当金の受給権を得ている女性のうち、連絡先が判明した12人に照会したところ、5人から回答があり、そのうち1人から、女性社員の場合、退職時に、脱退手当金を受給するのが当たり前であった旨の証言が得られた。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月10日から同年10月25日まで

② 昭和35年10月27日から36年10月10日まで

③ 昭和39年4月27日から同年9月10日まで

④ 昭和44年4月10日から52年10月31日まで

⑤ 平成5年6月19日から6年7月1日まで

⑥ 平成6年7月10日から7年6月30日まで

⑦ 平成7年7月1日から9年1月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和35年5月10日から同年10月25日までの期間、B社に勤務していた35年10月27日から36年10月10日までの期間、C社に勤務していた39年4月27日から同年9月10日までの期間、D社に勤務していた44年4月10日から52年10月31日までの期間、E社F部に勤務していた平成5年6月19日から6年7月1日までの期間、G社H支社に勤務していた6年7月1日から7年6月30日までの期間及びI社営業部に勤務していた7年7月1日から9年1月24日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が見当たらなかったとの回答を受けた。これらの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間当時に申立期間①から⑦までの事業所に勤務していた ことは、申立人から提出された名刺及び身分証明書の写しにより推認できる ものの、申立期間①から⑦までに厚生年金保険料を事業主により給与から控 除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。
- 2 申立期間①について、申立人は、A社の所在地がJ自治体K区であったと 主張していることから、当該地区を管轄する法務局に照会したところ、該当 する商業登記簿謄本は無い旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、J自治体内において、「L社」という名称の事業所を検索したところ、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は4か所確認できたことから、同記録により、それぞれの事業所について申立人の名前を検索したところ、申立人の名前は無かった。

さらに、前記4事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録のある者7人に照会したところ、6人から回答があったが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言を得ることはできなかった。

3 申立期間②について、申立人は、B社の所在地がJ自治体M区であったと 主張していることから、当該地区を管轄する法務局に照会したところ、該当 する商業登記簿謄本は無い旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、「B社」という名称及び類似名称の事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた事業 主を検索したところ、特定することができなかった。

4 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により、J自治体内において、「N社」という名称の事業所を検索したところ、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は9か所確認できたことから、同記録により、それぞれの事業所において申立人の名前を検索したところ、申立人の名前は無かった。

また、商業登記簿謄本により確認できる事業主の年金記録を確認したところ、申立期間当時は、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことが確認できる。

さらに、前記9事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者記録のある者11人に照会したところ、6人から回答があったが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言を得ることはできなかった。

5 申立期間④について、申立人は、D社の所在地がJ自治体O区であったと 主張していることから、当該地区を管轄する法務局に照会したところ、該当 する商業登記簿謄本は無い旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、「D社」という名称及び類似名称の事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた事業 主を検索したところ、特定することができなかった。

加えて、申立事業所と同じJ自治体O区において、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた「P社」の社会保険事務所が管理する健康

保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できない。

6 申立期間⑤について、申立人は、E社の所在地がJ自治体Q区であったと 主張していることから、当該地区を管轄する法務局に照会したところ、該当 する商業登記簿謄本は無い旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、「E社」という名称及び類似名称の事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた事業 主を検索したところ、特定することができなかった。

7 申立期間⑥について、申立人は、G社の所在地がJ自治体R区であったと 主張していることから、当該地区を管轄する法務局に照会したところ、該当 する商業登記簿謄本は無い旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、「G社」という名称及び類似名称の事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた事業 主を検索したところ、特定することができなかった。

8 申立期間⑦について、社会保険庁のオンライン記録では、I社は、昭和 46年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申 立期間当時は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認で きる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた事業主 を検索したところ、特定することができなかった。

- 9 申立人は、申立期間①から⑦までの事業所における同僚の氏名を記憶していない。また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①から⑦までの事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。
- 10 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月30日から37年3月20日まで

② 昭和39年5月20日から43年10月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社に勤務していた昭和36年7月30日から37年3月20日までの期間及びB社に勤務していた39年5月20日から43年10月20日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

A社については、C区D町の会社の寮から営業地域までマイクロバスで送迎され、販売員として勤務しており、B社については、E市(当時)に所在し、営業兼配達員として間違いなく勤務していた記憶があるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、事業所名をA社と記憶しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①中に厚生年金保険の適用事業所に該当している事業所として、A社及びF社を確認することができた。そのうち、F社に係る厚生年金保険被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた同僚4人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち2人から得られた証言が申立人の主張する勤務状況と一致していることから、申立人は申立期間①当時にF社に勤務していたものと推認できる。

一方、社会保険事務所が管理するA社及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、両社の当該被保険者名簿において申立人が名前を挙げた同僚2人の 名前を確認することはできず、当該被保険者名簿により連絡先が特定できた 同僚 18 人 (A社 14 人、F社 4 人) に照会したところ、15 人から回答があり、そのうち 2 人から、販売員は顔や名前を覚える間もないほど入退社が頻繁に繰り返されていた旨の証言が得られたほか、3 人から、販売員の8割以上は勤務期間が1年未満であり、給与は歩合制であったことから、ほとんどの者が厚生年金保険に加入しなかった旨の証言が得られた。

さらに、A社及びF社の事業主は、同一であり、また、既に他界しているため、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 B社における申立人の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間②に 同社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人が勤務したとするB社について、社会保険庁のオンライン記録により、「G社」を検索した結果、申立期間②当時、申立人が主張する所在地であるH県E市(現在は、I市)に該当事業所は見当たらない。

また、申立期間②当時、J社(K)が厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できたものの、住所地はJ自治体内であるほか、社会保険事務所が管理する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚2人の名前は無いことから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

さらに、B社(L)が厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できたものの、住所地はJ自治体内であるほか、同社の厚生年金保険の新規適用年月日が平成9年8月1日であることから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚2人のうち、連絡先が特定できた同僚一人に照会したところ、申立人が勤務していたB社が厚生年金保険の適用事業所であったかについては不明であるとの証言が得られたほか、同社に勤務していた期間については厚生年金保険の被保険者になっていなかったことを承知していたとの証言が得られた。

また、申立人は、B社の事業主の名前は記憶しているものの、連絡先については不明としていることから、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和33年5月24日から37年9月1日までの期間のうち、33年7月1日から35年1月1日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

継続して勤務していたはずであり、空白の期間があるのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、B社に照会したものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる 資料は残存していないとの回答を受けており、申立人の申立期間に係る勤 務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立期間当時のA社の事業主及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚は、いずれも他界している上、申立期間当時の事業主の妻に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況についての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。